

～2017年7月第165期決算と今後の見通しについて～

平素は、「パン・パシフィック外国債券オープン」をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第165期決算（2017年7月）を迎え、当期の分配金額（1万口当たり、税引前。以下同様）を前期の50円から30円へ引き下げることと致しましたことをご報告申し上げます。

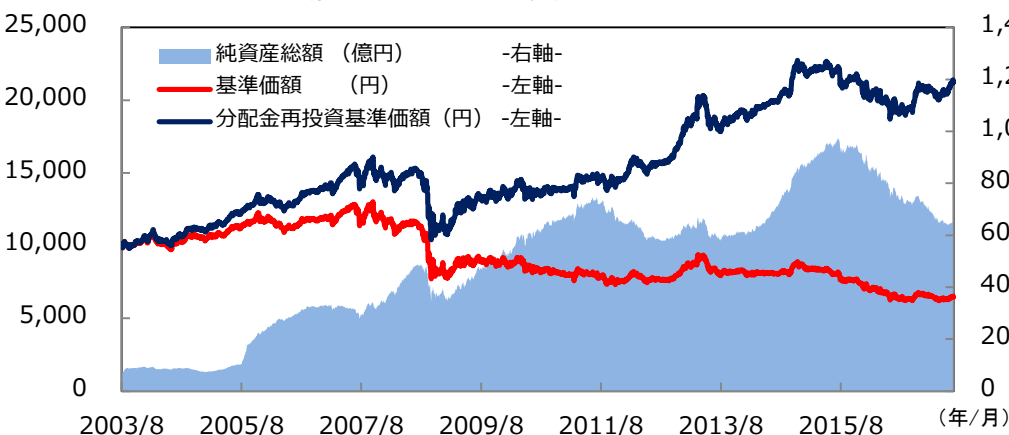
当社では、基準価額の水準、市場動向等を総合的に勘案し、今回の分配金額を決定しました。一方、当ファンドの設定後の基準価額は、一時調整する局面もありましたが、設定来騰落率+112.19%（2017年7月18日現在、税引前分配金再投資基準価額ベース）と、堅調に推移しています。

今後も運用方針に基づき、環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ってまいります。

引き続き「パン・パシフィック外国債券オープン」をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額および純資産総額の推移

期間：2003年8月29日（設定日）～2017年7月18日



＜基準価額の騰落率＞

（2017年7月18日時点）

1ヵ月前比	3.10%
3ヵ月前比	5.99%
6ヵ月前比	1.78%
1年前比	6.03%
3年前比	6.39%
設定来	112.19%

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。信託報酬率は後記の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配金の実績（1万口当たり、税引前）

第1期～第2期	第3期～第4期	第5期～第14期	第15期～第21期	第22期～第26期	第27期～第37期	第38期～第44期
03年11月～12月	04年1月～2月	04年3月～12月	05年1月～7月	05年8月～12月	06年1月～11月	06年12月～07年6月
33円	35円	40円	45円	50円	55円	60円

第45期～第49期	第50期～第96期	第97期～第113期	第114期～第146期	第147期～第164期	第165期	設定来累計
07年7月～11月	07年12月～11年10月	11年11月～13年3月	13年4月～15年12月	16年1月～17年6月	2017年7月	
70円	80円	60円	70円	50円	30円	10,496円

※分配金額は、各決算期において、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

投資信託は元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

分配金引き下げの背景

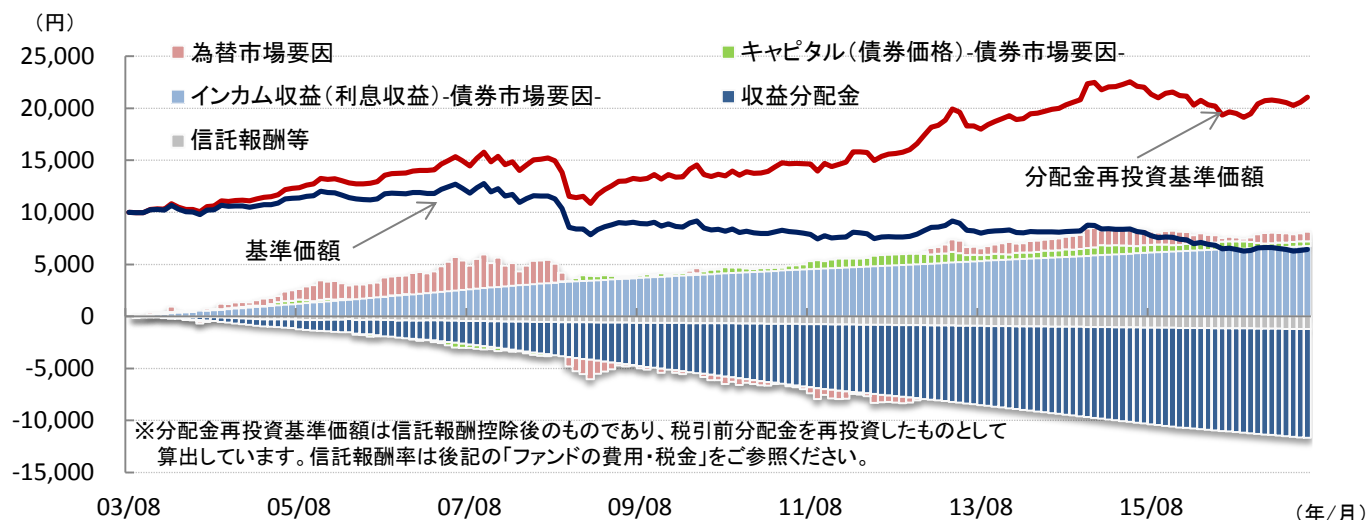
世界的な低金利環境の長期化を背景に、当ファンドの収益源である債券から得られるインカム収益(利息収益)の低下傾向が続いていることや為替市場の動向等を総合的に勘案し、分配金額の引き下げが必要との判断に至りました。

当ファンドのこれまでの基準価額の変動要因をみると、債券市場要因の安定したインカム収益の積み上げがパフォーマンスを下支えしてきたことがわかります。(【図表1】ご参照)

しかしながらここ数年来、債券から得られるインカム収益の低下傾向が続き、決算期中のインカム収益を超える額は過去の蓄積等(分配準備積立金等)を充当して分配金をお支払してまいりました。その結果、分配対象額の水準が低下してきました。(【図表2】ご参照)

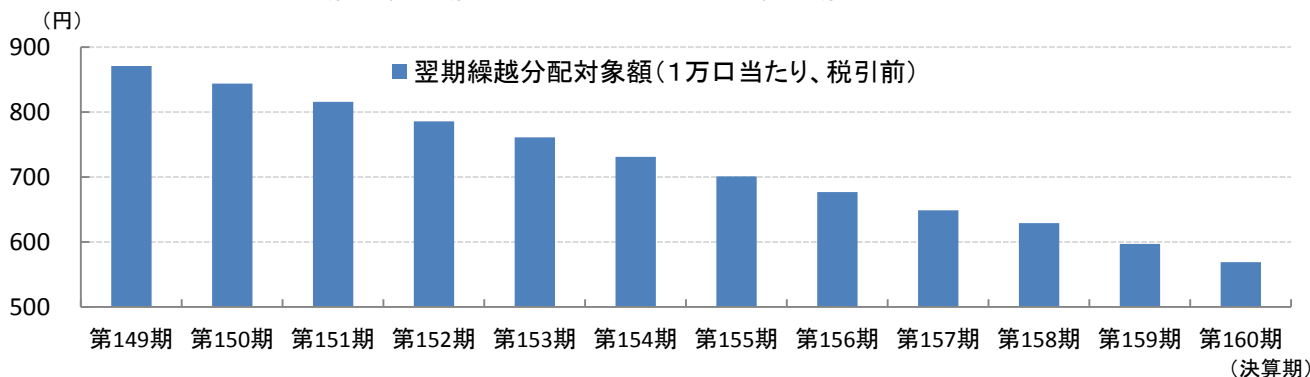
基準価額の変動要因(累積ベース) 【図表1】

(期間:2003年8月29日(設定日)～2017年6月30日)



翌期繰越分配対象額の推移 【図表2】

(期間:第149期(2016年2月16～3月15日)～第160期(2017年1月17日～2月15日))



※上記は、運用報告書「分配原資の内訳」より抜粋

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

インカム収益に近くなった分配金の水準

当ファンドの収益分配金額は、基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定します。

今回の分配金額の引き下げにより、引き下げ後の分配金は保有している債券から得られるインカム収益により近い水準となります。

将来の分配金は、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。また、今後の市場環境や運用状況等によっては、分配金の水準の変更、あるいは分配金が支払われない場合もあります。

しかしながら、今回、分配金額の引き下げにともなう差額はファンドの純資産として留保され、運用に振り向けることで、これまで以上に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行うことができるようになります。

過去1年間の基準価額の要因分析(概算)

(期間: 2016年6月～2017年6月)

(単位: 円)

	2016年6月30日	2017年6月30日	騰落額
基準価額	6,485	6,439	-46

	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
基準価額騰落額(前月末比)	58	-111	-162	58	258	47
①為替市場要因	83	-65	-110	184	414	156
②キャピタル収益(債券市場要因)	6	-17	-23	-94	-123	-75
③インカム収益(債券市場要因)	25	27	25	25	25	26
④収益分配金	-50	-50	-50	-50	-50	-50
⑤信託報酬等	-5	-6	-5	-7	-8	-10

	2017年1月	2017年2月	2017年3月	2017年4月	2017年5月	2017年6月	過去1年間累計
基準価額騰落額(前月末比)	-30	-75	-98	-136	37	108	-46
①為替市場要因	-1	-67	-63	-129	23	181	606
②キャピタル収益(債券市場要因)	-1	23	-5	24	43	-41	-283
③インカム収益(債券市場要因)	27	23	26	23	27	24	303
④収益分配金	-50	-50	-50	-50	-50	-50	-600
⑤信託報酬等	-6	-3	-6	-4	-6	-6	-72

※基準価額の変動要因(為替市場要因、債券市場要因(キャピタル収益、インカム収益)、収益分配金、信託報酬等)月次ベース、1万口当たり、税引前を上記期間で累計して算出。要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

分配金を引き下げた場合の基準価額について

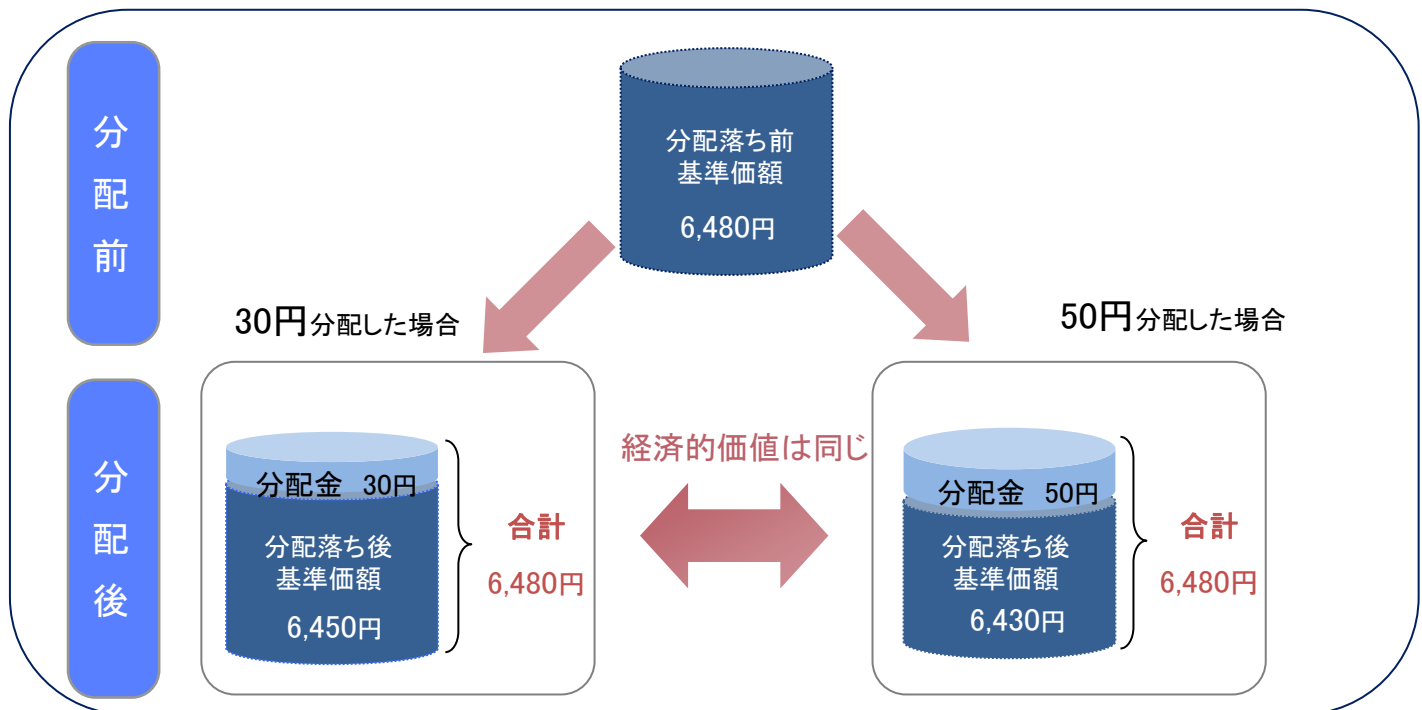
分配金の引き下げにともなう差額はファンドの純資産として留保され、運用に振り向けられます。

今回、分配金額を前期に対し20円引き下げましたが、この引き下げ相当分はファンド内に留保され、分配落ち後の基準価額は分配金額を引き下げない場合と比べ20円相当分高くなります。

分配金と分配落ち後基準価額合計は、分配金額にかかわらず、分配落ち前基準価額と同じになります。

つまり、分配金額が変動しても、投資家の皆さまにとっての経済的な価値が変わるものではありません。

基準価額と分配金の関係(イメージ図)



※基準価額の数値は2017年7月18日決算の数値を使用しています。後記の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。

※決算時点での経済的価値について述べたものであり、分配金は、1万口当たり、税引前の金額で表示しています。税金による影響は考慮しておりません。



分配金額の多い、少ないでファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

ファンドの投資成果は、基準価額の値動きと分配金の双方を考慮しファンドの総合的な収益で考える「トータルリターン」の観点から判断することが重要です。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がることになります。(後記の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。)

従って、分配金が引き下げになったということだけで、ファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

足許の市場動向について

※5ページ～9ページは運用担当者からのコメントです。

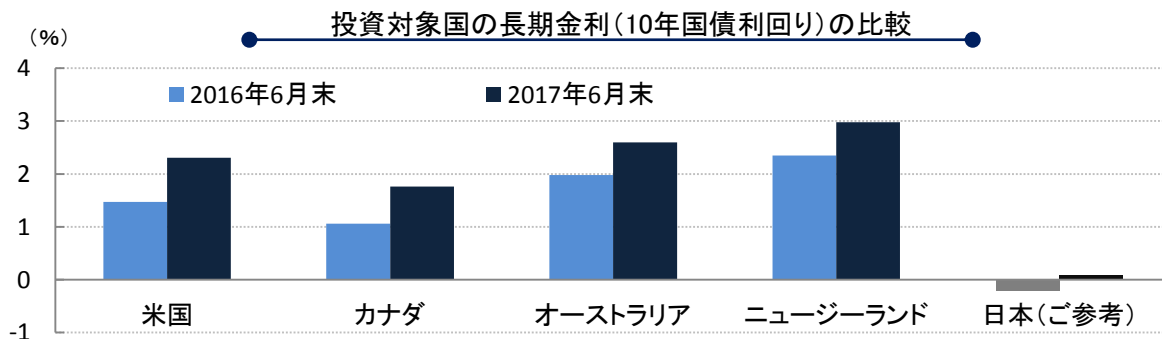
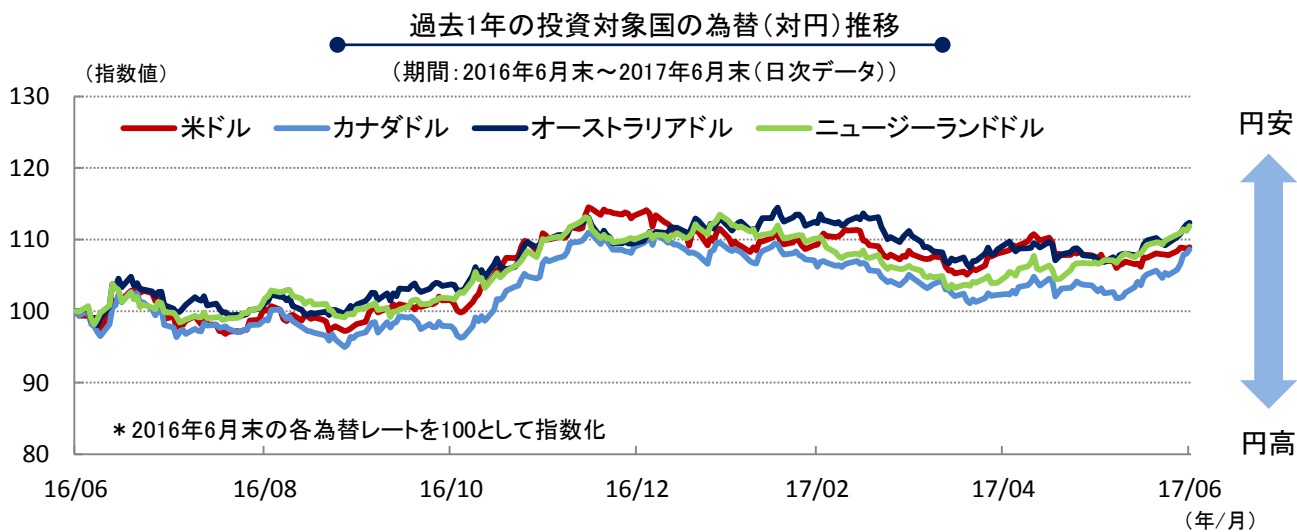
昨年11月の米国大統領選挙の結果が、為替市場、債券市場の動向に大きな影響を与えました。

為替市場は、11月の米国大統領選挙後は、同国の減税や規制緩和などの政策期待から、米ドル高が牽引する形で投資対象4ヵ国の通貨は対円で上昇しました(円安となりました)。

- 投資対象4ヵ国の通貨は、昨年6月の英国国民投票以降、対円で概ね横ばいでの推移が続いていましたが、米国大統領選直後からトランプ政権への政策期待の高まりとともに米ドルが主導する形で円安が進みました。
- オーストラリアドル、ニュージーランドドルにおいては、各中央銀行の利下げ局面が終了し、政策金利据え置きスタンスに転換したことも通貨上昇を後押ししました。

債券市場は、投資対象4ヵ国の長期金利(10年国債利回り)は上昇(債券価格は下落)しました。

- トランプ政権の減税や規制緩和などの政策が世界経済を押し上げるとの期待が高まったと同時に、米国ではインフレ期待の高まりや積極的な財政政策の実施を見込んで利上げペースが加速することへの警戒感も広がり米国金利が主導する形で投資対象4ヵ国の金利は上昇(債券価格は下落)しました。



出所: Bloombergデータを基に明治安田アセットマネジメント作成

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

足許のファンドの運用状況について

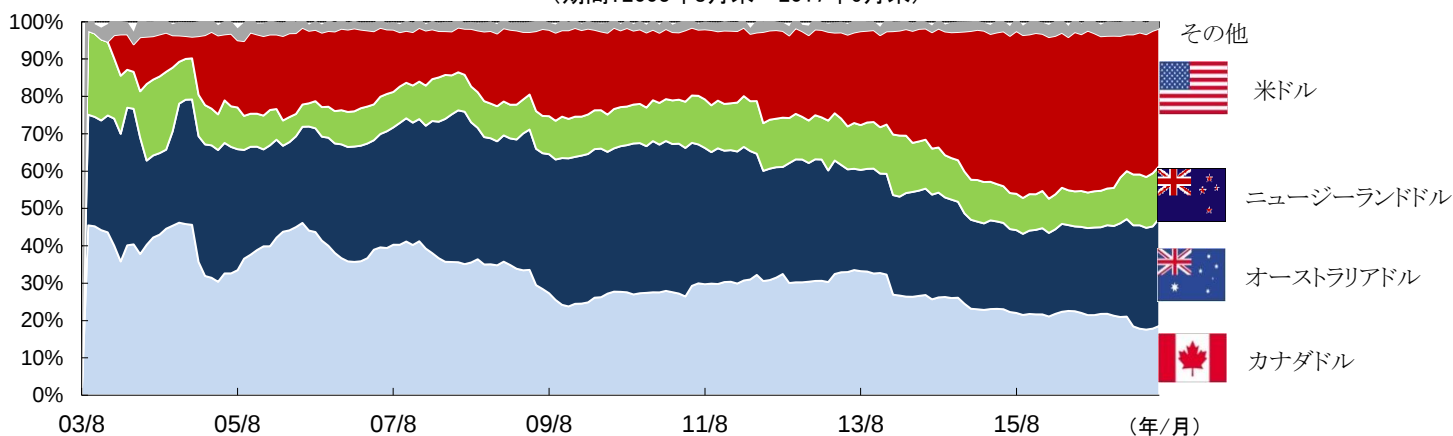
米国の大統領選挙の結果を受けて市場が動意づく中、通貨別債券組入比率、デュレーションともに機動的に変更を行いました。

通貨別債券組入比率については、オーストラリア、ニュージーランドのウェイトを段階的に引き上げる一方でカナダのウェイトを引き下げました。6月に入り、通貨上昇が見込まれたカナダのウェイトを一時的に引き上げました。

- 金融政策の方向性が緩和から中立に移行し、金利面での通貨下押し圧力が弱まったオーストラリア、ニュージーランドのウェイトを段階的に引き上げた一方で、大統領選挙後に大幅に通貨が上昇した米国、およびNAFTA(北米自由貿易協定)再交渉により今後の米国との貿易に悪影響が懸念されたこと、また金利水準等、投資妙味が乏しいと判断したカナダのウェイトを引き下げました。
- 6月に入り、これまで景気の先行きに慎重姿勢を堅持してきたカナダの中央銀行が、利下げ局面の終了を明確化し、バランスのとれた経済成長に対する自信を示しました。同国の利上げ期待の高まりとともに通貨上昇が見込まれたことから、一時的にカナダのウェイトを引き上げました。

通貨別債券組入比率(月末値)の推移

(期間:2003年8月末～2017年6月末)



金利面では、段階的にポートフォリオ全体のデュレーションを引き上げ、金利の低下に備えました。

- 主にトランプ政権への期待先行で大きく金利が上昇しましたが、政権運営や議会との折衝に多くの課題を抱える中、実際に実施される政策の内容や規模が市場の失望を招くとの見通しから、段階的にポートフォリオ全体のデュレーションを引き上げ、金利低下に備えました。
- 特に、オーストラリア、ニュージーランドは米国に追随して大きく金利上昇しましたが、国内要因、金融政策の方向性を踏まえても、金利上昇余地は限定的で長期債の投資価値が高まっていると判断し、デュレーションを引き上げました。

※デュレーション:金利が変動した場合に債券価格がどの程度変動するかを示す指標で、デュレーションの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動も大きくなります。一般に、デュレーションの値は債券の残存期間に比例して大きくなりますので、長期債の方が短期債よりも債券価格の変動は大きくなります。

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。



今後の市場動向の見通しについて

低インフレ環境下での緩やかな景気回復が見込まれると考えます。

為替市場については、市場の混乱がない限り、投資対象4ヵ国に対しての円高圧力は限定的と考えます。

- 景気回復傾向の米国において金融引き締めが継続するものの、インフレ圧力が乏しい中で引き締めのペースは緩やかとなるため、当面はリスク性資産が底堅く推移し、資源国通貨や高金利通貨は堅調に推移する見込みです。
- 中国景気の急減速や市場の混乱がない限り、投資対象4ヵ国に対しての円高圧力は限定的と考えます。

債券市場については、特に米国、オーストラリア、ニュージーランドにおいて金利低下余地を探る展開を見込んでいます。

- 各国景気は底堅く推移していますが、軟調に推移する原油価格や鈍化傾向にあるインフレは金利低下圧力となります。また、トランプ政策が経済成長率を押し上げるとの期待は、一段と後退する見込みであり、緩やかな成長と低インフレの環境が金利上昇を抑制すると考えます。

今後の投資方針について

オーストラリア、ニュージーランドに着目してポートフォリオをコントロールします。

引き続き、投資対象国の景気やファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）、財政・金融政策の変化に応じて通貨別債券組入比率、デュレーションなどを調整していきます。

- オーストラリア、ニュージーランドのオセアニア2ヵ国の金利面、通貨面の相対的な優位性に着目してポートフォリオをコントロールします。
- 株式等リスク性資産にストレスがかかるようなリスクオフの局面（投資家がリスクを回避するようになり、債券等のより安全な資産に資金が向かいやすい相場状況）では、対円での通貨下落幅が相対的に小さいと考えられる米国の組入比率を引き上げていく方針です。
- 緩やかな成長と低インフレの環境が金利上昇を抑制する環境下、インカム収益（利息収益）を維持していくために、引き続き投資妙味の高い債券を組み入れて行く方針です。

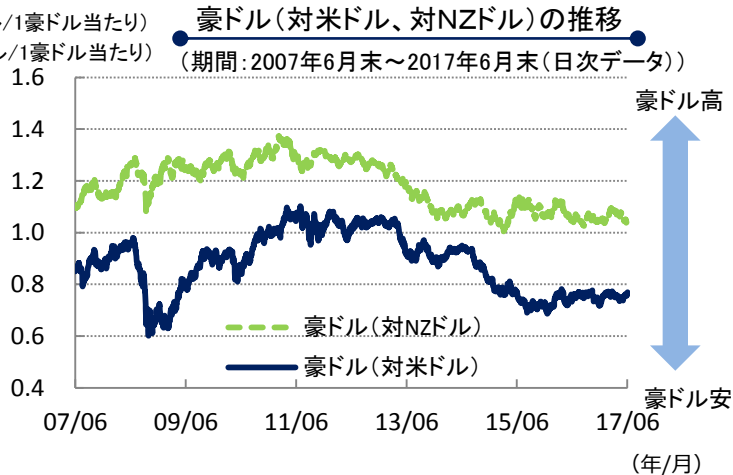
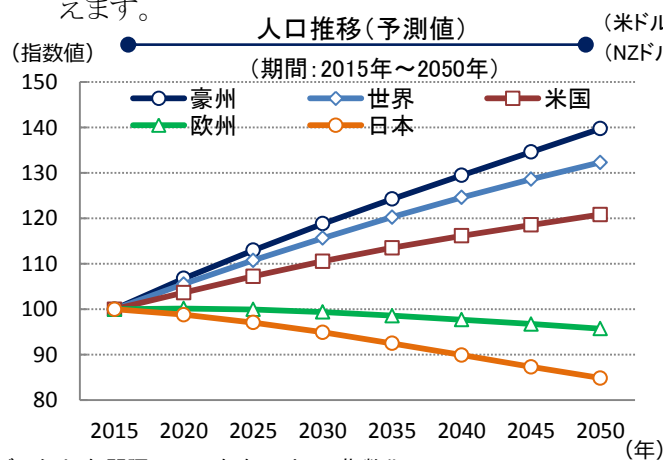


投資対象先の中で、今後、着目しているオセアニア2カ国について①

オーストラリアは投資対象として、引き続き魅力的な面を持ち合わせています。

中国の景気減速懸念、住宅市場の過熱、国債の格下げ懸念など、最近では比較的ネガティブな話題が散見されるオーストラリアですが、依然として投資対象として魅力的な面を持ち合わせています。

- 1つ目は、同国経済の柔軟性です。過去数年間、資源ブームの終焉により、景気後退が避けられないと見られていましたが、約26年間、景気後退を回避しており、オランダが持つ最長記録に並んでいます。
 - ・観光や教育などのサービス業が育っており、経済の安定性が増しています。また、公共インフラ投資が拡大しており、既存のインフラ資産を民営化して得た資金を新たなインフラ投資に充てる“正の循環”も同国景気を下支えする要因となります。
 - ・移民の流入も同国経済に活気を与えています。今後もしばらくは移民の増加が見込まれます。
- 2つ目は、同国債券市場におけるオーストラリア財務管理庁の姿勢です。同国の債券市場は海外投資家の保有比率が50%を超えていることから、日本を含む海外投資家から投資を継続的に呼び込むことが重要です。
 - ・投資家ニーズを反映し、これまで発行がなかった30年債を起債するなど、発行年限の多様化、分散化を図っています。日本から同国への債券投資額は概ね右肩上がりで増加し、10年前との比較では約2倍となっていますが同国の債券は引き続き日本の機関投資家の熱い視線をあびています。
- 3つ目は、同国の魅力的な金利水準および為替水準です。
 - ・為替の水準は、米国ドルに対しても、隣国のニュージーランドドルに対しても過去10年間のオーストラリアドル安水準近くで推移しています。資源ブームの終焉や同国の継続的な利下げにより、ここ数年間オーストラリアドルは下落圧力を受けていましたが、資源価格の下げ止まりや利下げ局面の終了はプラス材料です。
 - ・中央銀行が利上げスタンスに転換した場合のオーストラリアドルに対するプラスのインパクトは大きいものと考えます。



※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

投資対象先の中で、今後、着目しているオセアニア2カ国について②

ニュージーランドは投資対象4カ国の中で、長期金利が最も高い水準です。

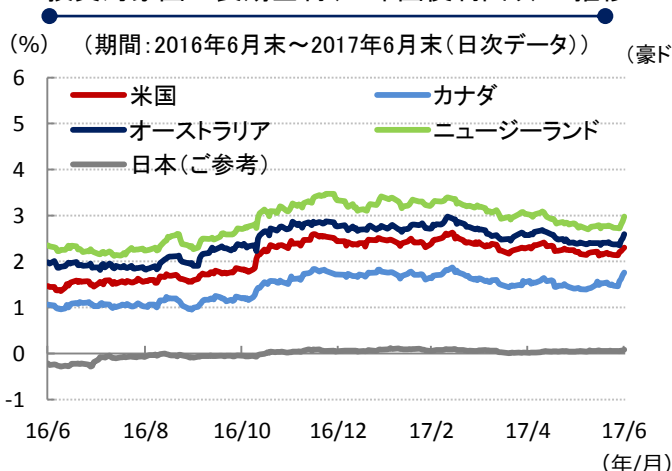
ニュージーランドドルの水準次第では当ファンドにおけるニュージーランドの組入比率のウェイトを増加させたいと考えています。

- 1つ目は 投資対象4カ国の中では、唯一直近で単年度財政黒字を達成している国でありながら、長期金利は最も高い水準にあるということです。
- 2つ目は、新たな投資家層の拡大があげられます。
 - ・同国にもオーストラリアと同様に移民の流入が継続し、堅調な経済成長を続けていますが、経済規模および債券市場規模が相対的に小さいことから、これまで投資家層が限られていました。しかしながら、最近では新たな投資家層が増える兆しが窺えます。これまで、日本からニュージーランド債券への投資は、資産運用会社や一部の個人投資家が中心でしたが、国内の低金利環境下での運用難による利回り追求の動きから、生命保険会社等の機関投資家もニュージーランドの債券を投資対象として検討し始めているようです。

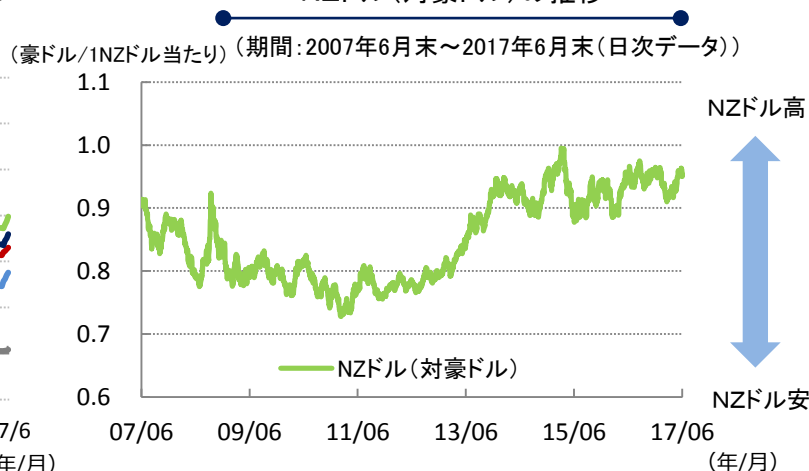
同国の良好なファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)や利回り水準、また上記のように投資家層が増える可能性があることは魅力的ですが、足許での通貨ニュージーランドドルの水準は特にオーストラリアドルに対してやや割高感があります。

今後、ニュージーランドドルの水準次第では当ファンドにおけるニュージーランドドルの組入比率のウェイトを増加させたいと考えています。

投資対象国の長期金利(10年国債利回り)の推移



NZドル(対豪ドル)の推移



※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの特色

特色①

－ 先進国債券 －

環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

- ・上記の4カ国に分散投資し、リスクを抑制します。
- ・金利リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。

特色②

－ 高い信用力 －

原則として、**取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。**

- ・相対的に高い利回りが期待される債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指します。

特色③

－ 毎月決算 －

毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク ※詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

【基準価額の変動要因】

パン・パシフィック外国債券オープンは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。**したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

＜主な変動要因＞

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

【その他の留意点】

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の
純資産

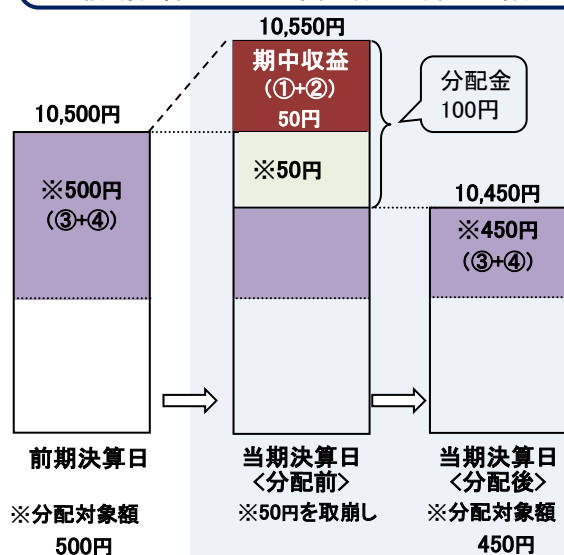
分配金

*右図は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

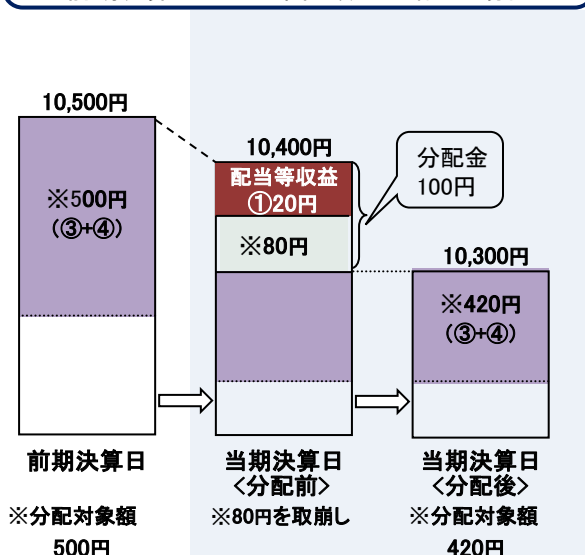
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



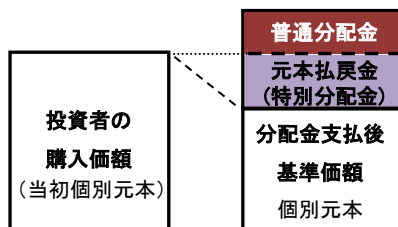
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

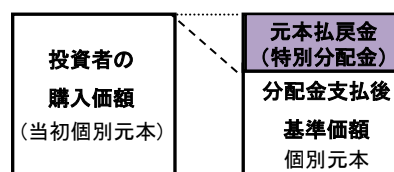
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書等)」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

手続・手数料等 ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止及び取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消することがあります。
信託期間	無期限(2003年8月29日設定)
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「一般コース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則、電子公告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

【ファンドの費用・税金】

投資者が直接的に負担する費用					
購 入 時 手 数 料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.7%(税抜2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	・ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年1.08%(税抜1.0%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。				
	配分	料率(年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]			役務の内容
		100億円 以下の部分	100億円超 300億円以下の部分	300億円超 の部分	
	委託会社	0.486% (税抜0.45%)	0.432% (税抜0.4%)	0.378% (税抜0.35%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
	販売会社	0.54% (税抜0.5%)	0.594% (税抜0.55%)	0.648% (税抜0.6%)	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.054%(税抜0.05%)			ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	合計	1.08%(税抜1.0%)			運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	・信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として、監査法人に年率0.0054%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該財産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。 また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

手続・手数料等 ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して……………20.315%

※上記は2017年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問合せください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

ファンドの関係法人

【委託会社その他の関係法人の概要】

委託会社 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【設定・運用】

明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
電話番号 0120-565-787
(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

【販売会社】

●お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会
	株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	オーストラリア・アンド・ニュー ジーランド・バンキング・グルー プ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第622号	日本証券業協会
	株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第61号	日本証券業協会
	株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
	株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	日本証券業協会
	株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
	株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	日本証券業協会
	株式会社静岡中央銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号	日本証券業協会
	株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
	株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	日本証券業協会
	株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	日本証券業協会
	株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
	株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	日本証券業協会
	株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第48号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社三菱東京UFJ銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会



ファンドの関係法人(つづき)

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	SMBC日興証券株式会社 (ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	日本証券業協会
	フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会
	ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	日本証券業協会
	明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	日本証券業協会
	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	日本証券業協会
	池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	日本証券業協会
	カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
	とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	日本証券業協会
保険会社	ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	日本証券業協会
	明治安田生命保険相互会社*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第123号	日本証券業協会

* 現在、新規の販売を停止しております。

《当資料に関してご留意いただきたい事項》

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します(外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります)。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。